

刑訴法（被害者参加制度）に関する法務省意見交換会の報告

前田 敏章

※ 以下の報告は、北海道交通事故被害者の会の会報41号（2013年4月5日発行）p8～9に掲載されたものです。

このたび、法務省刑事局の「平成19年刑事訴訟法等に関する意見交換会」に出席者として委嘱を受け、1月から2回出席してきましたので、概要を報告します。

この会議は、私たち犯罪被害者の尊厳と権利回復にとって極めて大きな比重を占める刑事裁判への被害者参加制度を定めた刑事訴訟法の見直しの可否を検討するために、法務省が広く有識者の意見を聴く場として設定されたものです。

出席者は、被害者団体、法学者、日弁連、裁判所、検察庁、法務省の各関係者、計16名ですが、私は被害者団体（犯罪被害者団体ネットワーク・ハートバンドの代表）からということ意見が出来ます。

経緯について

経緯を振り返りますと、最近まで刑事司法において、当事者としては全く認められておらず、蚊帳の外に置かれていた犯罪被害者（注）ですが、被害者運動の高まりもあり、先ず2000年に実現したのが消極的参加としての意見陳述制度でした。そして、その尊厳と権利が明記された犯罪被害者等基本法が2004年12月1日に成立し、この第18条で、「犯罪被害者等が刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする」とされ、さらに翌年の犯罪被害者等基本計画では「刑事司法は（事件の当事者である）犯罪被害者等のためにもある」として、刑事手続への関与拡大が重点課題とされました。

これに基づいて法制審議会での検討が行われ、岡村勲氏を中心とした「あすの会」（全国犯罪被害者の会）の大奮闘の結果、歴史的な一歩が踏み出されのです。それが、平成19（2007）年刑訴法改正であり、被害者等は初めて被害者参加人という名称で、当事者として、在廷権、意見表明権、証人尋問権、被告人質問権、論告求刑権が認められたのです。

注）「（刑事司法は）社会秩序の維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者はその反射的利益を受けるにすぎない」（1990年2月20日最高裁判所判決）とされていた

当会のこれまでのとりくみ

私たちは、あすの会が行った基本法制定を求める署名活動にも積極的に参加してきましたから、この被害者参加制度実現に感激し、大いなる確信と希望を抱きました。

しかし同時に、新しく設けられた裁判員制度がも

たらした問題～裁判員裁判となった場合の公判前整理手続に被害者側が参加出来ない～にぶつかり、2008年12月、法務省に赴いて大臣宛要望書を提出し、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できることの改善を要請しました。その際、刑事局参事官から、「改正法の附則第9条に3年後の見直し条項があるので、実施状況をみたい」という主旨の返答を得ていたのです。

今回はこの見直し規定にもとづいて設けられた意見交換の場であり、昨年7月に当会も参加した被害者団体ヒアリング（会報39号）もそのためのものでした。

こうした経緯もあり、今回関係者の1人として出席できることに大きな意義を感じており、本制度がさらに改善・純化されるために出来る限りの奮闘をしたいと決意しているところです。

第1回会議・・・1月31日

第1回目は、刑事局から、被害者参加人のアンケート結果の説明と、被害者団体からのヒアリングの報告があり、その後今後の進め方についての意見交換がなされました。

私は、今後の検討が本質論議につながるよう、論議に望むこととして大きく次の3点を発言しました。

1 原点に立ち返って本質論議を

1) 犯罪被害者等基本法の精神を基本に据えて

そもそも被害者参加制度は、犯罪被害者等の「尊厳が重んぜられ」（基本法3条の基本理念）、その「権利利益の保護が図られる」（同、前文、および第1条の目的）ための前提条件、基本命題であること。

2) 刑訴法の目的（刑訴法第1条）からも、①法益として死傷被害根絶に寄与する ②被害者の尊厳と権利の回復 ③真実発見と被害者の関与、の重要性を確認してほしいこと。

3) 被害者の視点が社会正義実現につながる

2 次の現状を踏まえて本質論議を

1) 我が国の被害者の権利概念の遅れは、法制度や国民意識にまだまだ根深いこと。被害者（団体）としても、真の権利主体となるための努力が始まった段階であるという現状を踏まえ、その声や意見を丁寧になを汲み取って欲しいこと。

2) 参加制度と裁判員制度が別の視点から同時期に導入され、それがための制度矛盾（最大は、公判前整理手続の問題）が十分検討されていなかったこと。従って、今回の見直しの大きな課題の一つであること。

3 関連して、次の重要課題があること

1) 参加制度とも関わり、基本的な「知る権利」の保障の問題

2) 特に交通犯罪の場合、起訴率が極端に低い問題

第2回会議・・・3月19日

2回目は、5月から本格討論に入るテーマ設定とその順などについて意見交換され、あすの会の高橋正人副代表幹事、前田（ハートバンド代表）、武内大徳弁護士、奥村回弁護士の順に、資料説明という形で発言しました。

私の方は、テーマについて提案した裁判員裁判との関わりでの見直しについて、その主旨を短く説明した後、参考資料として出席者への配付を求めた研究報告「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度司法に対する信頼に与える影響－結果とプロセスの満足度に着目して－」を、資料説明という形で紹介しました。

この研究報告は、常磐大学の諸澤英道教授（当会主催の2007年フォーラムの講師）を代表者として、東大の唐沢かおり教授、そして小林麻衣子さん（常磐大大学院→筑波大大学院）と白岩祐子さん（東大大学院）という若手研究者が被害者団体等の協力を得て（当会会員の方も多数調査協力しています）行った貴重なものです。（報告は「社会安全研究財団」のHP：<http://www.syaanken.or.jp/?p=22>の「2011年度研究助成実績」に掲載されています）

なおこの研究報告は法務省のHP上での公開はされないということなので、紹介説明の中で報告の趣旨が伝わるように発言しました（したつもりです）。

感想ですが、日弁連の委員は、いまだに被害者参加の意義を否定する主張を行っており、今回の会議でも被害者参加を逆に制限すべきという意見を提案しています。その中で、被害者参加制度の実施による意義と成果を当事者の立場から実証的に示した調査研究結果を、タイミング良く出席者に示すことができ、今後の論議への大きな力になることを実感しました。改めて諸澤先生と研究グループの方に感謝する次第です。

被害者参加した遺族と、意見陳述のみ、参加出来なかった遺族との対比で、制度の意義を明確に示した調査結果の一部を右欄に紹介させていただきます。

今後の課題

今後の課題ですが、やはり公判前整理手続への被害者参加が最大の改善点と考えています。これを重視しながら、しっかり当事者として意見を述べたいと思っています。

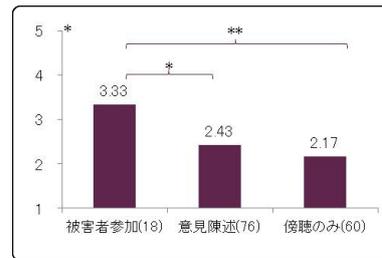
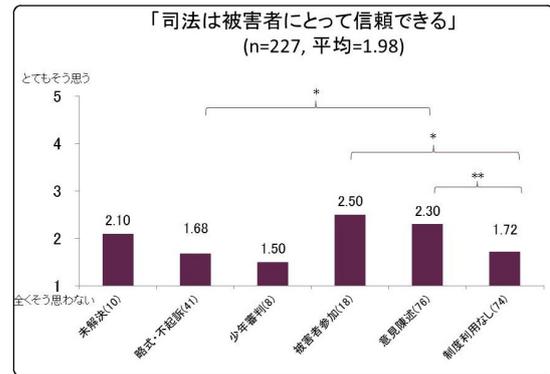
その際、本号で報告されている清水縁さん交通死事件の控訴審で、裁判所が被害者参加制度の主旨を踏みにじり、意見陳述の機会すら与えなかったという不当な対応があり、代理人の青野弁護士も厳しく指摘していますが、現行法では、（控訴審では）遺族の声を聞くかどうか裁判官の自由裁量ということなのです。法律自体において「控訴審でも意見陳述を認めることが原則であり、例外的に、審理の妨げになるようなケースのみ不許可にできる。」という規定に

改善させることなども、意見提言したいと思います。

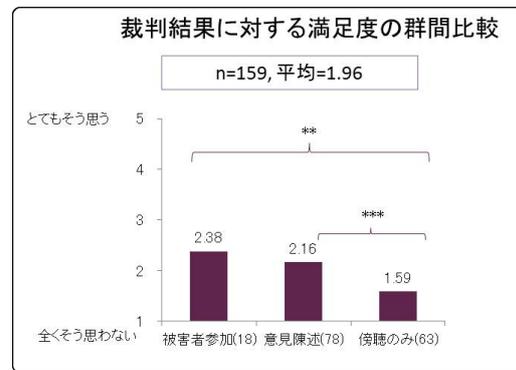
次回（第3回）は5月30日ですが、会議での配付資料や議事録（発言記録）は法務省のHPに公表されますので参照して下さい。（「法務省・刑訴法・意見交換会」で検索）

以上

【参考】研究報告「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度司法に対する信頼に与える影響－結果とプロセスの満足度に着目して－」より



裁判を通して実現したこと
なぜ家族が被害に遭わねばならなかったのか知ることが出来た
n=154 平均2.44



【まとめ】裁判関与の効果

- ① 検察官とのコミュニケーションが密になり、検察官への信頼が高くなった
- ② 裁判に期待していたことの実現度が高くなった
→加害者や事件について知ることができた
→被害者参加：加害者や証人の「嘘」をより指摘できるようになった
- ③ 判決に対する納得度が高くなった
→①・②手続き的な公正
③分配的な公正 裁判に対する総合的な評価の向上につながり、結果として司法に対する信頼に寄与していた。

刑訴法(被害者参加制度)に関する意見交換会の報告(その2)

代表 前田 敏章

前回報告(会報41号p8~9)でも述べましたが、この意見交換会は、被害者参加制度と損害賠償命令制度を定めた平成19年改正刑事訴訟法の施行後見直し(附則第9条に3年経過後の見直し規定有り)を検討するため、法務省が主催しているものです。

構成委員は被害者団体(3人)、検察庁(1)、裁判所(2)、法学者(4)、弁護士(2)、法務省刑事局(4)の計16人。第1回の2013年1月以降、2014年3月までに計9回行われ、最終の7月まで、残り数回の会議を残すだけとなっています。

この会議に、私は犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)の代表ということで委嘱を受け、微力ながら当事者として被害者の尊厳と権利回復のため、被害者参加制度のさらなる改善に取り組んでいます。

難しい法律についてのアドバイスをいただき支えてもらっているのが、青野弁護士と当会副代表でもある内藤弁護士です。お二人の力を借りながら、実際に闘われている会員の具体例を力に、被害者団体の代表という立場からもしっかり意見を述べるのが私の役目と考えています。

また、意見交換会の中では、同じく被害者団体から出席されている全国犯罪被害者の会(あすの会)の高橋正人副代表幹事と全国被害者支援ネットワークの熊谷明彦理事が、お二人とも弁護士であるので心強く、共に奮闘しているところです。

以下、前回報告に続き、中間の概要報告をします。

重視している論点

第3回以降は、第2回までに検討整理された「論点」に沿って意見交換されており、今年3月の第9回までに2巡目論議が後半まで進行しています。

この「論点」は、法務省が2012年6~7月に行った被害者団体ヒアリング(当会も含め、全国15の被害者団体が出席)で出された項目を基に整理されたもので、大項目として「被害者参加制度に関するもの」と「その他」に分けられ、合計13の中項目と28の小項目から成ります。

多岐に及ぶ論点ですが、私が特に主要論点と考え意見を述べてきたのは次の4点です。

- 1 公判前整理手続への被害者参加
- 2 控訴審における被害者参加
- 3 損害賠償命令制度の対象犯罪を自動車運転過失致死傷事件等にも拡大すること
- 4 第1回公判前の証拠の閲覧謄写など、知る権

利の保障

日弁連は「参加の制限」を主張

本格論議に入ってから感想ですが、強く感じた問題点は、日弁連(刑事弁護センター)として参加されている弁護士が、「被害者参加制度の見直しに関する意見書(2012年11月15日)」を配布資料として提出し、未だに犯罪被害者の権利回復に否定的な立場からの主張を繰り返していることです。

この日弁連の「意見書」では、改めて被害者参加制度にはその制定時から反対している旨を述べ、「見直し」として、刑訴法292条2の被害者等の意見陳述制度の制限、手続二分制度の導入による被害者等の手続参加の制限の二つを主張しています。

なお、被害者参加制度に反対する「理由」として、
真実の発見に支障をきたす 刑事訴訟の構造を根底からくつがえす 被告人の防御に困難をきたすおそれがある
少年の刑事裁判では更に深刻な問題がある 事実認定に悪影響を及ぼし裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがある

という5点をあげていますが、どの点も被害者参加制度を否定する理由にはならないと思います。

私たち犯罪被害者等の尊厳と権利回復にとって希望の光である基本法の理念の具現化が、日弁連という、本来正義の側であるべき、極めて大きな勢力によって阻まれているという現実を改めて突きつけられ、大変辛い気持ちになりました。

訴追権は被害者にとっての自然権

私は第3回会議でも基本的な理念について述べる必要を感じ、被害者参加制度の創設を検討した2007年当時の法制審議会議事録から、岡村勲委員(当時全国犯罪被害者の会代表)の発言を紹介する形で、被害者の権利は新たに付与されるというのではなく、回復すべき当然の権利であることを強調しました。(岡村代表の発言は次頁に資料として掲載)

公判前整理手続への参加問題

公判前整理手続への参加問題は、現行制度の改善と純化を考える上で非常に重要です。私は当事者団体として会員の事例を踏まえて意見を述べることを重視しておりますが、3月14日の第9回会議では、p2で報告されている清水縁さん交通死事件の3月5日判決も例としてあげ、次のように意見を述べました。

公判前整理手続への被害者参加は何故必要か 3/14 意見交換会での発言

公判前整理手続への被害者参加人の参加ですが、どうしても出席の権利が必要という理由を一点だけ強調させていただきたいと思います。

それはやはり、重要な争点整理が被害者抜きの手続で為されてしまうことの問題です。検察官を信頼しないと言うわけではなく、そこには立場上の違い、埋めきれない温度差もあるからです。

例えば「有罪がとれるのであれば、動機の解明にはこだわらない」という検察官の意向と、「悪質な動機が隠されるなら、犯罪の成立自体は争わない」という弁護人の意向が合致して、本来は「被害者に重大な関心がある部分」が軽視されてしまう可能性やケースがあります。

実例として、以前も紹介したのですが、パトカーの追跡から逃れるために危険な運転をしたという動機の解明が不問にされそうになったという事例があります。この件は裁判員裁判ではなく、公判前整理手続でもありませんでしたから、検察の冒頭陳述にはなかったこの問題を、被害者参加弁護士が被害者の意向を汲んで、被告人質問を行うなどして実質的な争点にすることができました。

判決内容は不十分でしたが、被害者は検察と共に控訴審までたたかうことが出来たわけです。ちなみに、この事案では、その後取り組んだ民事裁判の判決が、先日、3月5日に出されたのですが、その中で「パトカーの追跡から逃れるためであった」と正しく認定され、事件の本質、動機の解明がなされたのです。刑事裁判と異なる判断がされたことで世間も注目し、大きく報道もされました。

ご遺族は「少しは母の仏壇の前で良い報告ができる」と述べながらも、このような判断を刑事裁判で出して欲しかった、少なくともその審理の際に被害者参加人の意見を聞いて欲しかったという、無念の思いを改めて噛みしめております。当然の事実認定がなされたわけですが、その一方で刑事裁判への不信感が根強く残ったわけです。

このように検察官がさほど重視しない点について、被害者が関心をもち、それは社会的にみて正当なものであるということは、しばしば生じるわけです。これは検察官の主張に反する主張をするというわけではなく、検察官の主張の範囲内での主張です。こうした点について、これまでは無視していたことの反省にたつて、きちんと被害者の意見も聞くというのが、「刑事司法は被害者のためにもある」(犯罪被害者等基本計画の)と、被害者の権利回復のために改められた被害者参加制度の意義であるわけです。

しかし、先ほどの例で、仮に公判前整理手続で「パトカーの追跡を逃れるために危険な運転をした、という動機・犯行に至る経緯は主張しない。」という形で争点整理されてしまえば、公判でも、その点に関する質問や主張が制限されてしまいます。

これでは参加制度の意義は半減します。いわば、検察と被告側との暗黙の了解で、被害者にとっての

重大な関心事が審理対象からはずされてしまうなどというケースが生じ得るのです。そうなったとき、何より手続的公正を求める被害者にとっては「蚊帳の外」であったという疎外感を強く受けます。

検察官が、正当な理由があって「本件では動機の解明は主張・立証しない。」というのであれば、堂々と被害者に説明すべきですが、手続に被害者が在室すらできないということになれば、安易な「妥協」を生んでしまいます。

こうした弊害を無くするために、そして被害者参加制度の目的からも、被害者参加人が公判前整理手続にも参加できる、少なくとも特別な場合を除いて在室を可能にするということは、必須の改善事項であると考えます。

詳細の議事録は法務省HPで

今回の報告は以上ですが、詳細の開催状況(議事録、配付資料)は、法務省ホームページ「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会について」をご覧ください。(「刑訴法 意見交換会」で検索)

また、前田の発言経緯については、私のホームページ「交通死、遺された親の叫び」(「交通死」で検索)にアップしております。

参考 法制審議会刑事法部会 第1回会議

での岡村勲氏の発言(2007年10月3日)

まず基本的な考えですけれども、被害者が参加すると言いますが、これは当然のことだと思っております。自然状態においては、危害を加えられたものは反撃するという権利は当然にあったわけです。ところが、復讐が復讐を呼ぶと社会の平和が乱れるということで、刑罰権は国に信託譲渡したと社会契約説では説明されております。我が国の憲法もその社会契約説にのってつくられております。刑罰権というものを国に信託譲渡しますと、当然そこで裁判所というものを国はつくることになる。そうすると、自分で行使した刑罰権というのは、訴追権という格好で自然権として残るわけなんです。だから、刑罰は自分では科せないけれども、裁判所に向かって、「この男にこんな犯罪を受けました。調べてください、証拠があります」というところは自然権として残っていななければおかしいと思うんです。そこまで国に被害者は譲った覚えはない。だから、訴追権というのは当然私は自然権として被害者に残っていると思います。(中略)

問題はどこまで国が代行するのかということであって、被害者にどこまで参加させてやるかとか、権利を与えてやるかとか、これは全く逆転した議論であります。被害者が本来裁判所に向かって刑罰権の発動を求めているのをどこまで国に、検察官に譲ってもらえるかという点から議論すべき問題だと私は思います。それが今の制度では、刑事司法は公の秩序維持のために、被害者のためではないと言っている最高裁判決は、憲法違反である、信託譲渡契約違反であると思っ